

2018 年 4 月 6 日(金曜日)

〔ファクスだより〕

『船員行政ニュース』 948 国土交通省海事局
船員政策課

安全衛生に関する「体験記・意見」「標語」の募集

2月9日の「船員行政ニュース(940号)」でお知らせした、毎年9月に実施する船員労働安全衛生月間行事の一環として、船員災害防止協会が募集している、「体験記・意見」「標語」の締め切りが迫っています。

応募を考えている方は、今すぐ応募しましょう。

1. 応募資格

船員・船員OBおよびそれぞれの家族、海運・水産各社の社員、海事関係官庁・団体の役職員、商船・水産関係教育機関の教職員と学生・生徒

※その他、海事思想教育に力を入れている学校の学生・生徒、海事に関心をお持ちの一般の方々の応募も可能です。

2. 応募方法

住所、氏名、電話番号、勤務先、勤務先電話番号を明記の上、郵送、FAXまたはEメールでご応募ください。

※FAX・Eメールの場合は、件名(タイトル)を「安全衛生月間応募」とすること。

3. 応募作品

①「体験記・意見」：和文、または英文で、家族目線の作品が望ましい。

②「標語」：400字詰め原稿用紙5〜7枚程度で、必ず表題を付けてください。

※①②とも、一人何点でも応募できますが、未発表の作品(社内報などに掲載した作品は応募可)に限ります。

4. 応募締め切りおよび提出先

平成30年5月31日(木)必着

〒102-00083 東京都千代田区麹町4-5

船員災害防止協会 安全衛生月間係 宛て

FAX 03(3263)0910

メール na-yamashita@sensaibo.or.jp

5. 選考方法

有識者による選考委員会において部門別に入選作品を決定

①「体験記・意見」：優秀賞1編、佳作若干

②「標語」：優秀賞6点、佳作若干

※入選された方々には、記念品などが贈呈されます。

6. 選考結果発表

入選作品は船員災害防止協会の機関誌「船員と災害防止」およびホームページに掲載されます。

また、標語の優秀作品は、掲示物(作者名記載)を作製し、船員労働安全衛生月間の活動資料として海運・水産各社、海事関係官庁・団体などに広く配布されます。

7. その他

入選作品の著作権は船員災害防止協会の帰属とされ、応募作品は返却されません。

「月間スローガン」の標語として、入選作品が使用される場合があります。

募集要項の詳細は、次のサイトをご覧ください。

<http://www.sensaibo.or.jp/news/view/530>

詳しいお問い合わせなどはこちらまで

船員災害防止協会 安全衛生月間係

TEL 03(3263)0918

FAX 03(3263)0910